

1 1月は児童虐待防止推進月間です

更新日：2020年11月1日

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すこととなります。児童虐待は、地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたら、すぐに下記相談窓口にご連絡してください。あなたの一報で救われる子どもがいます。

市では、期間中、「オレンジリボン運動」の取組として、本庁1階エントランスホールにオレンジリボンツリーを設置し、児童虐待防止の啓発活動を実施します。

「オレンジリボン運動」とは、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

児童虐待とは？

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト (養育放棄)	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力をふるうことなどを放置する など
心理的虐待	言葉により脅かす、無視する、兄弟間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告） ⇒ 通告は義務＝権利
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳 ⇒ 子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない ⇒ あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場 ⇒ 子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる ⇒ 特別なことではない

【相談窓口】

児童相談所全国共通ダイヤル **189**（いちはやく）

鹿児島県中央児童相談所（電話 099-264-3003）

出水市安心サポートセンター（電話 63-4197）

出水市家庭児童相談室（電話 62-2688）